

「札幌元気ファンド」の設立について

札幌市が出資する（財）さっぽろ産業振興財団では、平成 16 年度から、「札幌元気基金」の一環として、設立間もないベンチャー企業や創業を目指す個人に対して、経営戦略の確立や市場調査、販路拡大等に関する支援を行う「さっぽろベンチャー支援事業」を実施しています。

これに加え、創業後の、直接的な資金面での支援を図るものとして、このたび地元金融機関等と連携して「札幌元気テクノロジー投資事業有限責任組合（略称：札幌元気ファンド）」を設立することとしました。

これは、経営基盤が弱いながらも、先端的な技術・研究成果を活用して将来的に成長可能性が高いベンチャー企業に対し、多様な資金調達手段の 1 つである投資という手法による支援を図るものです。市町村レベルでのファンドは神戸市に次いで 2 例目ですが、地域密着型ファンドとしては全国初となります。

1 「札幌元気ファンド」の概要

当ファンドでは、（財）さっぽろ産業振興財団が、当ファンドの趣旨に賛同した地元金融機関や地元ベンチャーキャピタル と連携して出資を行う予定です。

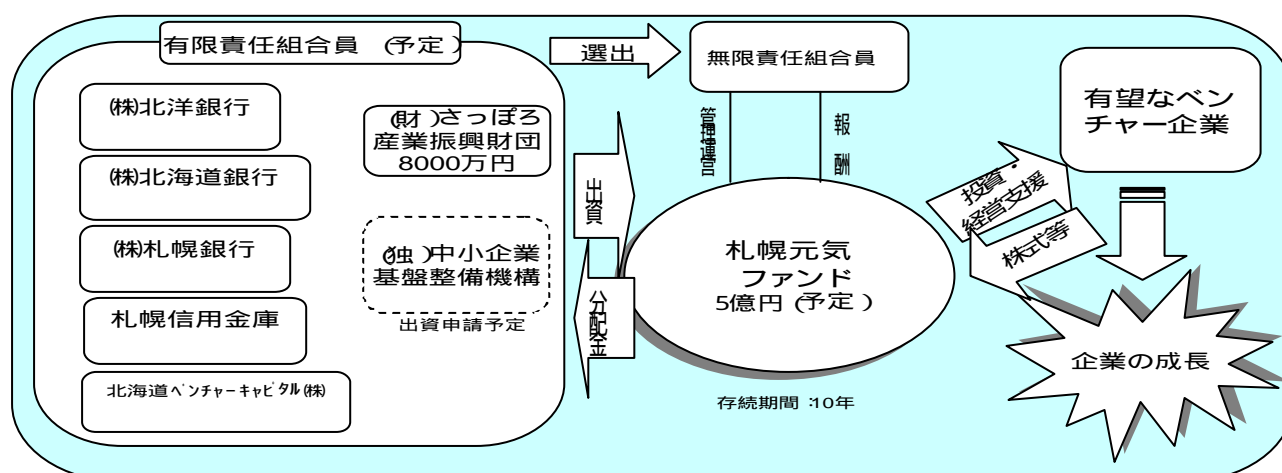
出資を予定している機関（有限責任組合員）がファンドを管理運営する機関（無限責任組合員）を選出し、当ファンド設立後は、無限責任組合員が中心となって、投資先の掘り起こしや、投資・経営支援などを行っていきます。また、投資ファンドへの出資制度をもつ独立行政法人 中小企業基盤整備機構 に出資申請を行い、今年夏までに総額 5 億円の規模を目指します。

ベンチャーキャピタル：有望なベンチャービジネスに対して、株式の取得などを通じて投資する企業

有限責任組合員：出資の価額を限度として、組合債務を弁済する責任を負う者。（「投資事業有限責任組合契約に関する法律」第 9 条第 2 項参照）

無限責任組合員：組合の業務を執行する者で、組合財産を超える債務が発生した場合、出資の価額に関係なく責任を負う。

(独) 中小企業基盤整備機構：平成 16 年 7 月に中小企業総合事業団ほか 2 機関の業務を統合して設立された独立行政法人。中小企業者等の事業活動の活性化のための基盤整備を行うことを目的に、中小企業者等の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸し付け、出資、地域における施設の整備等の事業を実施している。



- (1) 名 称 札幌元気テクノロジー投資事業有限責任組合
- (2) 組織形態 「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に基づく投資事業有限責任組合
- (3) ファンド規模 5億円(予定)
- (4) 設 立 日 平成17年5月20日
- (5) 投資活動開始日 設立日と同日
- (6) 投 資 対 象 札幌において事業を営む企業または札幌市の経済活性化に資する成長初期段階の企業
- (7) 対 象 分 野 地域の先端的な技術・研究成果を活用する分野
- (8) 存 続 期 間 10年
- (9) 有限責任組合員(予定) (財)さっぽろ産業振興財団、(株)北洋銀行、(株)北海道銀行、(株)札幌銀行、札幌信用金庫、北海道ベンチャーキャピタル(株)、(独)中小企業基盤整備機構

「札幌元気ファンド」の詳細については、5月20日の設立組合員集会で決定します。

2 設立組合員集会

- (1) 日 時 平成17年5月20日(金) 14:00~14:30
- (2) 場 所 ホテルニューオータニ札幌 2階「鶴の間」

当集会は非公開。(ただし、冒頭部分のみ撮影可)

設立組合員集会終了後、同ホテル2階「鶴の間(西)」において、設立記者会見を行う。

(3) 出席者(予定)

(財)さっぽろ産業振興財団	上田 文雄	理事長
(株)北洋銀行	高向 巖	取締役 頭取
(株)北海道銀行	近藤 政道	取締役執行役員 副頭取
(株)札幌銀行	吉野 次郎	取締役 頭取
札幌信用金庫	太田 堯	理事長
北海道ベンチャーキャピタル(株)	松田 一敬	代表取締役社長

問い合わせ先

札幌市経済局産業振興部産業企画課

町 田

電 話 211-2372